

議案第 5 号

字の区域及び名称を新たに画することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別紙  
変更調書のとおり字の区域及び名称を新たに画し、同条第 2 項の規定による告示  
の指定する日から効力を生ずるものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域及び名称を新たに画し、も  
って土地の所在を明確にするため。



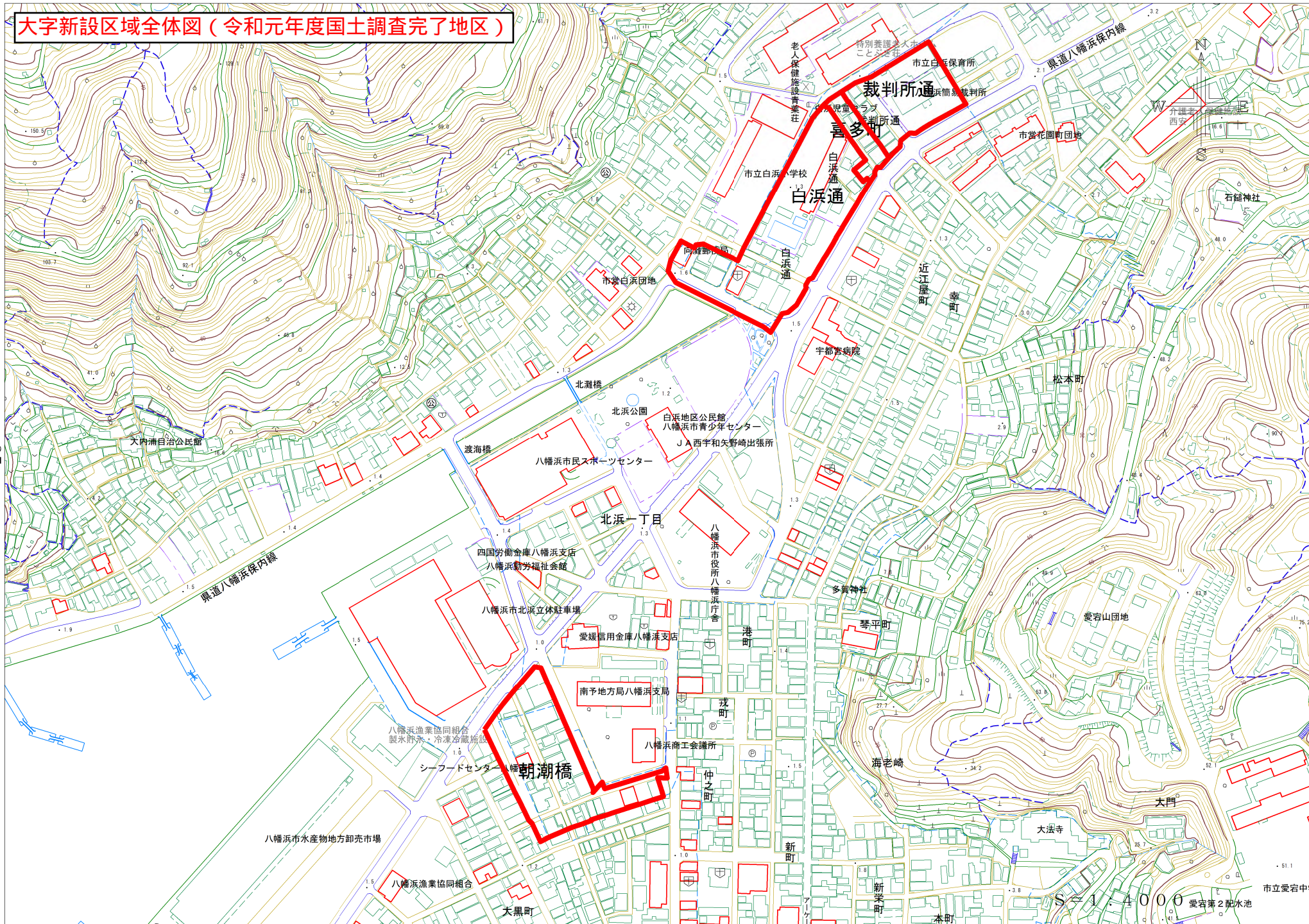
## 別紙 変更調書

字の名称		左記の区域に該当する区域			摘要
大字名	小字名	大字名	小字名	地番	
朝潮橋				435の30から435の33まで、435の35、435の37、435の38、435の40、435の51、435の60から435の63まで、438の1から438の4まで、438の6、438の8、438の9、438の11から438の15まで、438の17、438の18、438の20、438の21、438の25、438の26、438の32、438の33、438の35、438の37、1526の240から1526の242まで、1590の7から1590の10まで、1590の17、1590の20から1590の22まで	これに伴う道路、水路等を含む。
白浜通				1579の1から1579の3まで、1579の7から1579の10まで、1579の12から1579の15まで、1579の17、1579の19から1579の21まで、1579の27、1579の30、1579の32、1579の33、1579の37から1579の39まで、1579の42から1579の44まで、1579の47、1579の48、1579の50から1579の53まで、1579の56から1579の58まで、1579の63、1579の73、1579の76、1579の77、1579の79、1579の101	これに伴う道路、水路等を含む。
喜多町				1548の7、1548の14、1548の16から1548の18まで、1548の20から1548の23まで、1579の4、1579の36、1579の83	これに伴う道路、水路等を含む。
裁判所通				1549の1から1549の6まで、1550の1、1550の3、1550の5、1550の6、1550の19から1550の21まで、1550の24	これに伴う道路、水路等を含む。

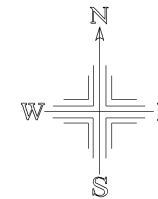
備考 令和2年2月3日調査



大字新設区域全体図 (令和元年度国土調査完了地区)

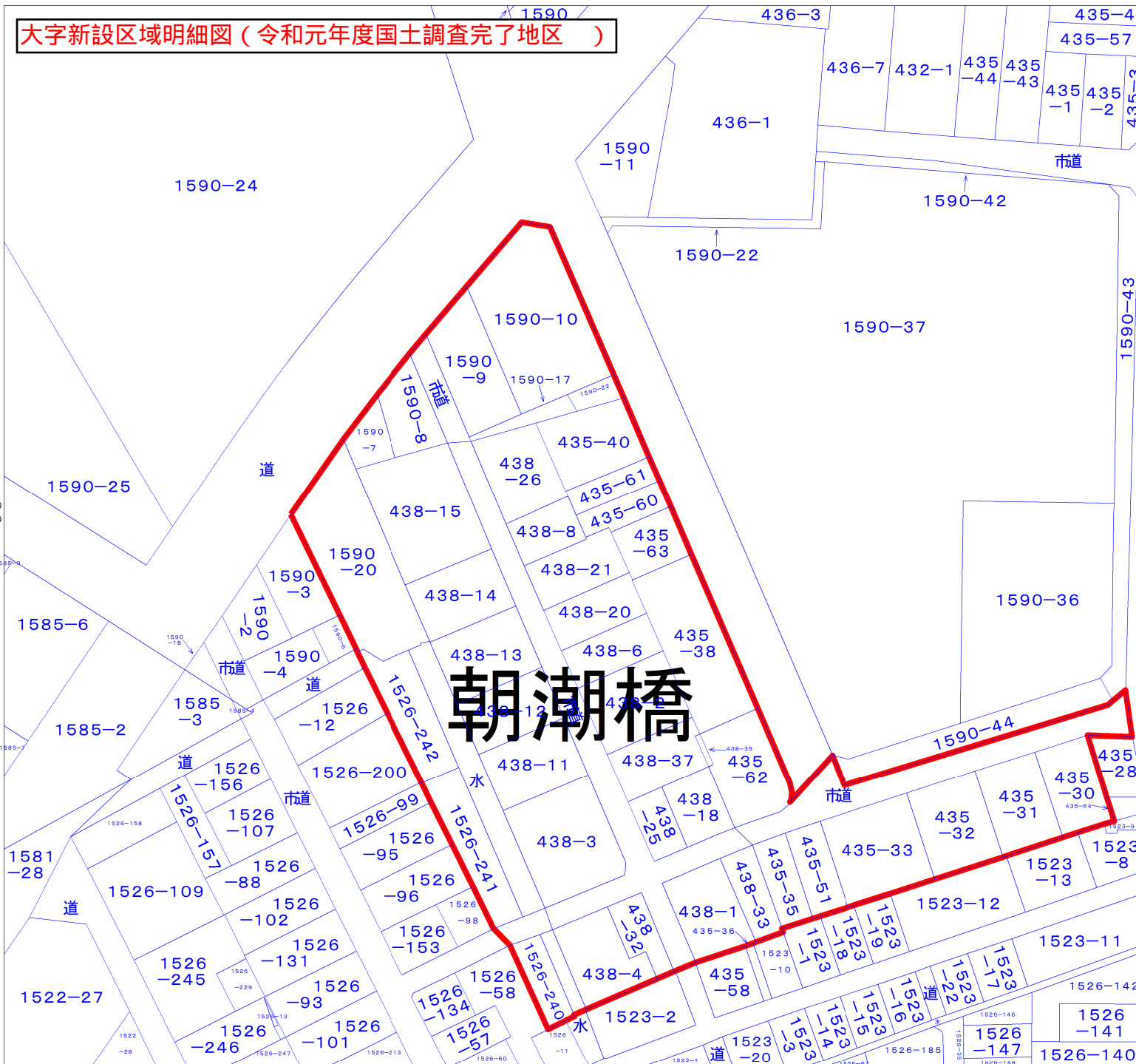


大字新設区域明細図（令和元年度国土調査完了地区）



# 朝潮橋

S = 1 : 1000



—36—



大字新設区域明細図 ( 令和元年度国土調査完了地区 )



裁判所通

喜多町

白浜通

